

2016 年度 全国就労移行支援事業所連絡協議会 会員アンケート

記入日: 2016 年 6 月 日

事業所名: _____

記入者名: _____

お忙しいところ申し訳ございませんが、**6 月 20 日**締め切りでお願いします。

<事業所の概況について>

1. 利用定員と昨年度の一日当たりの平均利用者数を教えてください。

- 2015 年度の利用定員: 名
- 利用されている方の障害種別で最も多いものを教えてください:()
- 2015 年度の一日当たりの平均利用者数(年間総利用者数/年間開所日数): 名
- 2016 年度に利用定員を変更しましたか? はい(名へ変更) ・ いいえ
 - 変更した場合は、理由を教えてください()

2. 昨年度の就労者数と今年度の定着支援体制加算を教えてください。

- 2015 年度の就労者総数: 名(内、就労継続A型事業所への就労者 名)
- 2016 年度の定着支援体制加算を教えてください。
 - 6 か月~12 か月: 単位
 - 12 か月~24 か月: 単位
 - 24 か月~36 か月: 単位
- 2015 年度と比較して、収入は変化する見込みですか?(当てはまるもの一つに○を付けてください):
 - () 増加すると思われる(主たる要因は)
 - () 減少すると思われる(主たる要因は)
 - () あまり変わらないと思われる

3. 就労アセスメントについて

- 就労アセスメントの対象者はどのように決められていますか?
 - () 自治体が振り分けをしている
 - () 協議会等が振り分けをしている
 - () 学校の教員や相談支援事業所等、関係者から連絡がある
 - () その他()
- 就労アセスメントを実施していますか?(当てはまるもの一つに○を付けてください)
 - () 実施している ・ () 実施していない
- 実施している事業所にお尋ねします。
 - 昨年度の延べ受け入れ人数: 名
 - 就労継続支援事業 B 型以外の事業の利用が妥当だと判断された人数: 名
 - 就労アセスメントを実施した結果、貴事業所の利用に至った人数: 名
 - アセスメントはどのように行っていますか?(当てはまるもの一つに○を付けてください)
 - () 自治体や協議会等、地域で共通のものがある
 - () 事業所や所属法人独自のアセスメント方法がある
 - () その他()

4. 生活困窮者の就労支援について(あてはまるものに○をしてください)

- 生活困窮者の支援に関わる事業所から相談等がありましたか？
 - ()あった ・ ()なかった
- 地域の中で生活困窮者の支援に関わる会議等に参加したことがありますか？
 - ()ある ・ ()ない
- 2015年に生活困窮者の利用がありましたか？
 - ()利用があった
 - 身体障害者()名、知的障害者()名、精神障害者()名
 - 障害者手帳を持っていない方()名
 - ()利用はなかった

<職場定着支援について>

1. 就労後の職場定着支援について

- 現在、貴事業所で職場定着支援の対象としている人数を教えてください。()名)
- 2015年度中の大まかな延べ支援回数を教えてください：延べ()回
- 事業所で職場定着支援を行っている場合の頻度の多い支援方法に順位を付けてください。

職場との連絡調整(電話等)	本人や家族との電話等での連絡相談
職場訪問	本人や家族との面談、ケースカンファレンス
職場での直接指導	生活場面への訪問や生活支援機関との連絡調整
ジョブコーチ等の活用やナカポツ等との連絡調整	余暇支援、たまり場支援、自助グループ
職場での講習会等、企業対象の研修会	金銭管理等の直接指導
通院同行	離職・転職の支援
その他()	

- 職場適応援助者を活用していますか？ ()活用している ・ ()活用していない
- 法人や事業所に訪問型職場適応援助者がいますか？
 - ()いる(実際の稼働人数：)名) ・ ()いない
- 貴事業所を運営している法人は、ナカポツセンター等職場定着に関わる機関を運営していますか？
 - ()運営している ・ ()運営していない
- ナカポツセンター等との連携(連絡・調整・情報共有・支援方法共有)について
 - ()上手くいっている ・ ()課題がある ・ ()連携していない
 - それぞれの場合の理由を教えてください()

2. 就労定着支援の事業化について

2018(平成 30)年度に就労定着支援が障害福祉サービスとして事業化されます(ここでは仮に定着支援事業と呼びます)。就労移行支援事業との関係で懸念される事項についてお聞きします。事業としての意見に近いものに○をしてください。

- 就労定着に関わるサービスが事業化された場合、実施しますか？
 - () 実施する
 - () 実施しない
 - () 制度の要件や単価等による
- 就労定着(移行)支援体制加算(体制加算と呼びます)について

()	定着支援事業が創設されても、体制加算は現行通り3年間で計算されるべき
()	定着支援事業の創設を受け、体制加算を1年～2年に変更すべき
()	定着支援事業の創設を受け、体制加算は当初の6カ月に戻すべき
()	定着支援事業との多機能型で行うか、就労移行支援事業の単機能で行うかを事業所が選択し、多機能型の場合は体制加算をなくし、単機能の場合には現行通りの加算要件とすべき
()	その他()

- 定着支援事業の対象者について

()	自事業所(就労移行支援事業所)からの一般就労者に限定すべき
()	地域のニーズに応じて就労者全般を対象とすべき
()	主たる対象者(自事業所からの一般就労者)を定めつつ、地域のニーズに応じた柔軟性を持たすべき
()	その他()

<その他>

1. 定着支援の事業化についてご意見がございましたら、以下に記載して下さい。例えば、ナカポツとの棲み分けや、報酬単価の在り方など。

2. 2018(平成30)年度の報酬改定に向け、一般就労を推進する観点から改善すべき点についてお考えがあれば、以下に記載してください。

返信は、a-m@denkikanagawa.or.jp まで、お願いします。ご協力ありがとうございました。